

フォローアップ研修の受講免除に係る取扱要項

1 趣旨

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領（以下「評価者名簿登載要領」という。）第5条第1項第3号において規定する、「必要なフォローアップ研修」受講についての免除に係る取扱いは、この要項の定めるところによる。

2 フォローアップ研修（共通コース）の受講免除

機構は、評価者が以下の各号に該当する場合、上記研修の受講を免除することができる。

- (1) 評価・研究委員会委員、評価手法ワーキング委員
- (2) 評価者名簿登載要領第6条に基づき、評価活動を休止している者
- (3) その他、東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）が受講を免除することが適当であると認めた者

3 フォローアップ研修（専門コース）の受講免除

機構は、評価者が以下の各号に該当する場合、上記研修の受講を免除することができる。

- (1) フォローアップ研修（専門コース）の講師を務めた者
- (2) 評価者名簿登載要領第6条に基づき、評価者養成講習受講年度ごとに機構が定める3年間の最終年度に評価活動を休止している者
- (3) その他、機構が受講を免除することが適当であると認めた者

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 記

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年6月5日一部改正